

○香美市学生地域活動支援事業費補助金交付要綱

平成27年5月28日

告示第107号

(趣旨)

第1条 この告示は、香美市補助金の交付に関する規則（平成18年香美市規則第48号）第19条の規定に基づき香美市学生地域活動支援事業費補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 地域活動事業を行う学生団体に対して補助金を交付することにより、学生を中心とした自主的な地域活動を支援し、学生と市民との協働及び人的資源の活用による地域の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、高知県内の高等学校、高知大学、高知県立大学又は高知工科大学（以下「高等学校及び大学」という。）に在籍する生徒、学部生又は院生（以下「学生」という。）が所属する団体で、概ね5人以上の学生で構成される授業、部活動を除いたゼミ、サークル等で教員が指導するもの（以下「団体」という。）のうち、年度内にそれぞれの高等学校及び大学ごとに推薦されたものとする。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、学生が企画・立案し、実施する地域活動で、原則として市内で実施される事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、補助金の交付の対象としない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 特定の個人や団体が利益を受ける事業
- (3) 政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業
- (4) 市の他の補助金を受ける事業
- (5) 国、県その他機関から補助金を受ける事業
- (6) その他補助事業として不適当と認められる事業
- (7) 学校行事にあたる催し等

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が補助事業を実施するために必要な経費であって、別表のとおりとする。

(補助金額等)

第6条 補助金額等については、次のとおりとする。

- (1) 予算の範囲内で、補助対象経費の実支出額の合計額又は補助事業の総支出額から参加費、協賛金その他の収入を控除した額のいずれか少ない金額を補助する。ただし、1事業につき、補助金額の上限を50万円とする。
- (2) 補助金の交付は、年度内において、1補助団体につき、1補助事業を限度とする。

(補助金の申請)

第7条 補助対象者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて高等学校及び大学の窓口を通じて市長に提出しなければならない。

- (1) 推薦書（任意様式）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 申請団体概要書（様式第4号）
- (5) 団体の会員名簿
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書が提出されたときは、その内容を審査した上で、補助の可否を決定し、補助金交付決定通知書（様式第5号）又は補助金不交付決定通知書（様式第5号の2）により通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要と認める場合は、条件を付して補助金交付の決定を行うことができる。

(事業内容の変更)

第9条 補助金の交付決定を受けた補助対象者（「以下「補助事業者」という。」は、第7条に規定する申請の内容のうち次に掲げる変更をしようとする場合又は補助事業を中止（廃止）する場合は、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第6号）及び収支予算書（様式第6号の2）を速やかに市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 事業内容の重要な部分に関する変更
- (2) 補助事業の完了年月日の延期
- (3) 補助金の増額
- (4) 補助事業に要する経費の配分の変更（補助対象経費の20パーセント以内の増減を除く。）

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、変更承認（不承認）通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知する。

3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(事業の実施状況の報告等)

第10条 市長は、補助事業の適性を期するため、補助事業者に対し、補助事業の進捗状況その他必要な報告を求め、又は補助事業の実施に関し必要な指示をすることができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して30日以内又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第9号）
- (2) 収支決算書（様式第10号）
- (3) 領収書、受領証等支払いを証明するものの写し
- (4) 補助事業の実施状況が確認できる書類（写真、チラシ等）
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、補助の対象となる当該年度の事業が完了していることを確認後、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第11号）により補助事業者に通知する。

(補助金の概算払)

第13条 補助事業者は、補助金の概算払の請求をしようとするときは、概算払請求書（様式12号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第14条 補助事業者は、補助金の額の確定後、補助金の請求をしようとするときは、補助金交付請求書兼精算書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、第12条により交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて当該補助金等を返還させるものとする。

(帳簿等の整備)

第15条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに収入及び支出を証する書類を整備し、当該補助事業が完了した年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助金の返還等)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は補助金の返還を命じることができる。

- (1) 補助金を補助の目的以外に使用したとき。
- (2) 補助金の交付決定に付された条件を遵守しなかったとき。
- (3) この告示に基づいて提出された申請書、報告書等の内容に虚偽があったとき。

(補則)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年6月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後も、なおその効力を有する。

附 則 (平成28年5月31日告示第96号)

この告示は、平成28年6月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月26日告示第36号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年2月18日告示第24号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月26日告示第31号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年5月1日告示第90号)

この告示は、令和6年5月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

補助対象経費は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 補助対象経費

区分	項目	補助対象経費
報償費	講師等謝礼	外部講師や専門的技術を有する協力者への謝礼等
旅費	交通費	事業実施に直接必要な交通費、宿泊費（原則実費）
	宿泊費	講師等への交通費、宿泊費（原則実費） ※交通費については「香美市職員等の旅費に関する条例」に準じた取扱いとする (自家用車の場合：車賃の額は、1キロメートルにつき29円)
需用費	消耗品費及び原	事業実施に直接必要な消耗品や原材料等の購入費用

	材料費	
	燃料費	作業等に必要な機材等の燃料費 ※事業実施に必要な分のみ
	印刷製本費	資料、パンフレット等の印刷製本、コピー代等
役務費	通信運搬費	事業の周知・連絡等に要する郵便料等 ※事業実施に必要な分のみ
	保険料	参加者等に係る保険料
使用料及び賃借料	使用料・賃借料	会場使用料、物品使用料、車両・機械等の借上料等
その他	その他	市長が適当と認めたもの

(2) 補助対象外となる経費

- ア 大学又は団体等の運営及び管理に要する経費
- イ 食糧費
- ウ 工事請負費
- エ 備品購入費（1品の取得価格（消費税を含む）が2万円以上のもの）
- オ その他補助の対象とすることが不適当な経費

様式第1号（第7条関係）

年　月　日

香美市長　　様

申請者　住 所
学校名
団体名
氏 名

年度香美市学生地域活動支援事業費補助金

交付申請書

うえの補助金について金_____円の交付を受けたいので、香美市学生地域活動支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名称

2 事業費 _____円

3 補助申請額 _____円

4 事業着手予定日　　年　月　日

5 事業完了予定日　　年　月　日

6 提出書類　　(1) 事業計画書（様式第2号）

　(2) 収支予算書（様式第3号）

　(3) 申請団体概要書（様式第4号）

　(4) 団体の会員名簿

　(5) その他参考資料等

希望する銀行振込先					
銀行 農協 信金	店 支店 支所	預金 種目	1. 普通預金 2. 当座預金	口座 番号	
口座名義	ふりがな				

担当及び提出先：香美市企画財政課

電話：0887-53-3114

※高等学校及び大学窓口を通じて提出
してください。

様式第2号（第7条関係）

事業計画書

1 補助事業の名称

2 補助事業の目的及び期待される効果

3 補助事業の内容（計画内容及びスケジュール）

(1) 実施月日 年 月 日 ~ 年 月 日

(2) 場所

(3) 参加予定人員

(4) 事業内容

4 その他（市民等との協働）

備考

1 複数事業をパッケージ化し一体的に実施する場合は、個別事業ごとに事業計画

書等を作成してください。

2 用紙が不足する項目は、別紙としてください。

様式第3号（第7条関係）

収支予算書

1 収入

(単位：円)

区分	本年度予算額	内訳
市補助金		
自主財源		
その他収入		
合計		

2 支出

(単位：円)

区分	本年度予算額	内訳	※補助対象経費
報償費			
旅費			
需用費			
役務費			
使用料及び賃借料			
その他経費			
合計			

備考

- 1 用紙が不足するときは、コピーしてお使いください。
- 2 「※補助対象経費」欄は、記入しないでください。
- 3 内訳欄には、経費(区分)の内訳を具体的に記入してください。

様式第4号（第7条関係）

申請団体概要書

団体	(ふりがな) 名称				
	所在地等	〒	電話	()	FAX
代表者	(ふりがな) 氏名				
指導 教員	(ふりがな) 氏名				
	連絡先	電話	()	FAX	()
担当者 連絡先	(ふりがな) 氏名				
	住所	〒	電話	()	FAX
E-mail :					
設立年月日		昭和 年 月 日	構成員数	※うち役員	人 人
平成					
設立目的					
主な活動場所					
主な活動内容					
活動の経緯・実績					

備考

1 用紙が不足する項目は、別紙としてください。

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

香美市長

年度香美市学生地域活動支援事業費補助金
交付決定通知書

年 月 日付けで申請がありました 年度香美市学生地域活動支援
事業費補助金については、下記の条件により、金 円を交付するこ
とに決定したので通知します。

記

- 1 交付決定後、事業の内容、交付対象経費等に変更が生じる時は、直ちに報告し、その指示に従ってください。
 - 2 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに報告しその指示を受けて下さい。
 - 3 事業終了後30日以内又は3月20日のいずれか早い日までに事業完了実績報告書（領収書写・写真等添付）を提出してください。
 - 4 補助金を他の目的に使用してはならない。香美市学生地域活動支援事業費補助金交付要綱第16条に該当するときには、助成金の交付の決定を取り消し、又は助成金の返還を命じることがあります。
 - 5 香美市学生地域活動支援事業費補助金交付要綱第7条に規定する申請書の内容のうちで、第9条に該当する変更（※）をしようとする場合は、香美市学生地域活動支援事業費補助金変更（中止）承認申請書（様式第6号）及び収支予算書（様式第6号の2）を速やかに市長に提出し、その承認を受けてください。
- ※変更承認申請が必要な変更
- (1) 事業内容の重要な部分に関する変更
 - (2) 補助事業の完了年月日の延期
 - (3) 補助金の増額
 - (4) 補助事業に要する経費（区分）の配分の変更（補助対象経費の20%以内の増減を除く）

様式第5号の2 (第8条関係)

第 号
年 月 日

様

香美市長

年度香美市学生地域活動支援事業費補助金
不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記補助金に係る事業については、下記の理由により不交付とすることに決定したので、香美市学生地域活動支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

1 不交付理由

様式第6号（第9条関係）

年　月　日

香美市長

様

申請者　住　所
学校名
団体名
氏　名

年度香美市学生地域活動支援事業費補助金
変更・中止（廃止）承認申請書

年　月　日付け　　第　　号で交付決定のあった　　年度香美市
学生地域活動支援事業費補助金の内容について、下記により変更・中止（廃止）したい
ので、香美市学生地域活動支援事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき申請
します。

記

1 補助事業の名称

2 補助金の交付決定額　　円

3 補助金の変更交付申請額　　円

4 補助事業の経費の配分（内容）を変更する理由

5 補助事業の経費の配分（内容）の変更の内容

6 変更・中止（廃止）年月日　　年　月　日

7 提出書類　　収支予算書（様式第6号の2）

担当及び提出先：香美市企画財政課
電話：0887-53-3114

様式第6号の2 (第9条関係)

収支予算書

1 収入

(単位:円)

区分	変更前 金額	変更後 金額	差額	内訳
市補助金				
自主財源				
その他収入				
合計				

2 支出

(単位:円)

区分	変更前 金額	変更後 金額	差額	内訳	※補助対象 経費
報償費					
旅費					
需用費					
役務費					
使用料及び賃 借料					
その他経費					
合計					

備考

- 1 収支予算書: 変更前金額を左欄に、変更後金額を右欄に記入し、差額も記入する。
- 2 内訳欄には、変更後の経費(区分)の内訳を具体的に記入してください。
- 3 用紙が不足するときは、コピーしてお使いください。
- 4 「※補助対象経費」欄は、記入しないでください。

様式第7号（第9条関係）

第号
年月日

様

香美市長

年度香美市学生地域活動支援事業費補助金
変更・中止（廃止）承認（不承認）通知書

年月日付けで申請のありました 年度香美市学生地域活動
支援事業費補助金変更・中止（廃止）承認申請について、下記のとおり承認（不承認）
しましたので、香美市学生地域活動支援事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定に基
づき通知します。

記

1 承認

年度香美市学生地域活動支援事業費補助金交付決定
変更（中止）承認申請書に記載のとおり承認する。
なお、変更後の事業に要する経費及び助成金の額は次のとおりとする。

変更後の補助事業に要する経費	円
変更後の補助対象経費	円
既補助金交付決定額	円
今回変更増（減）額決定額	円
変更後の補助金の額	円

2 不承認

【理由】

様式第8号（第11条関係）

年　月　日

香美市長　　様

補助事業者　住 所
学校名
団体名
氏 名

年度香美市学生地域活動支援事業費補助金
実 績 報 告 書

年　月　日付け　第　　号で交付決定のあった　　年度香美市
学生地域活動支援事業が完了したので、香美市学生地域活動支援事業費補助金交付要綱
第11条の規定により、関係書類を添え、下記のとおりを報告します。

記

1 事業名称

2 交付決定額　_____円

3 事業実績額　_____円

4 差引増減額　_____円

5 事業完了年月日　　年　月　日

- 6 提出書類
- (1) 事業実績書（様式第9号）
 - (2) 収支決算書（様式第10号）
 - (3) 領収書、受領証等支払いを証明するものの写し
 - (4) 補助事業の実施状況が確認できる書類
(写真、チラシ等)

担当及び提出先：香美市企画財政課
電話：0887-53-3114

様式第9号（第11条関係）

事業実績書

1 補助事業の名称

2 補助事業の成果

3 補助事業の内容

(1) 実施月日 年 月 日 ～ 年 月 日

(2) 場 所

(3) 参加人員

(4) 事業内容

4 その他（市民等との協働）

備考

- 複数事業をパッケージ化し一体的に実施した場合は、個別事業ごとに事業実績書を作成してください。
- 用紙が不足する項目は、別紙としてください。

様式第10号（第11条関係）

収支決算書

1 収入 (単位:円)

区分	本年度予算額 (A)	本年度収入額 (B)	増減額 (A) - (B)	摘要
市補助金				
自主財源				
その他収入				
計				

2 支出 (単位:円)

区分	本年度予算額 (A)	本年度支出額 (B)	増減額 (A) - (B)	摘要
報償費				
旅費				
需用費				
役務費				
使用料及び賃借料				
その他経費				
計				

備考

- 摘要欄には、本年度収入額及び本年度支出額の積算の内訳を記入してください。
- 支出のうち、市補助金の補助対象経費を計上している区分については、当該補助対象経費の名称、金額等を摘要欄に記載(又は別紙を添付)し、その内容が分かるようにしてください。

様式第11号（第12条関係）

第号
年月日

様

香美市長

年度香美市学生地域活動支援事業費補助金
交付確定通知書

年月日付け 第号で交付決定した 年度香美市
学生地域活動支援事業費補助金については、下記のとおり確定しましたので、香美市学
生地域活動支援事業費補助金交付要綱第12条の規定に基づき通知します。

記

1 事業名

2 交付決定額

円

3 交付確定額

円

4 既交付額

円

5 精算額（3-4）

円

（注）

- （1）精算額がある場合は、香美市学生地域活動支援事業費補助金交付請求書兼精算書
（様式第13号）を市長に提出してください。
- （2）交付確定額を超える補助金等が既に交付されている場合は、別途交付する返納通知
書により補助金の返納をしてください。

様式第12号（第13条関係）

年 月 日

香美市長

様

補助事業者 住 所
学校名
団体名
氏 名

印

年度香美市学生地域活動支援事業費補助金
概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度
香美市学生地域活動支援事業費補助金について、上記のとおり補助金の概算払を受けた
いので、香美市学生地域活動支援事業費補助金交付要綱第13条の規定に基づき請求し
ます。

記

交付決定額

円

概算払請求額

円

希望する銀行振込先						
銀行 農協 信金	店 支店 支所	預金 種目	1. 普通預金 2. 当座預金	口座 番号		
口座名義	ふりがな					

様式第13号（第14条関係）

年 月 日

香美市長

様

補助事業者 住 所
学校名
団体名
氏 名

印

年度香美市学生地域活動支援事業費補助金
交付請求書兼精算書

年 月 日付け 第 号で交付確定のあった 年度
香美市学生地域活動支援事業費補助金について、香美市学生地域活動支援事業費補助金
交付要綱第14条の規定に基づき請求します。

記

補助金交付決定額 円

補助金交付確定額 円

既 受 領 額 円

今 回 請 求 額 円

希望する銀行振込先					
銀行 農協 信金	店 支店 支所	預金 種目	1. 普通預金 2. 当座預金	口座 番号	
口座名義	ふりがな				

様式第 1 号（第 7 条関係）

様式第 2 号（第 7 条関係）

様式第 3 号（第 7 条関係）

様式第 4 号（第 7 条関係）

様式第 5 号（第 8 条関係）

様式第 5 号の 2（第 8 条関係）

様式第 6 号（第 9 条関係）

様式第 6 号の 2（第 9 条関係）

様式第 7 号（第 9 条関係）

様式第 8 号（第 11 条関係）

様式第 9 号（第 11 条関係）

様式第 10 号（第 11 条関係）

様式第 11 号（第 12 条関係）

様式第 12 号（第 13 条関係）

様式第 13 号（第 14 条関係）